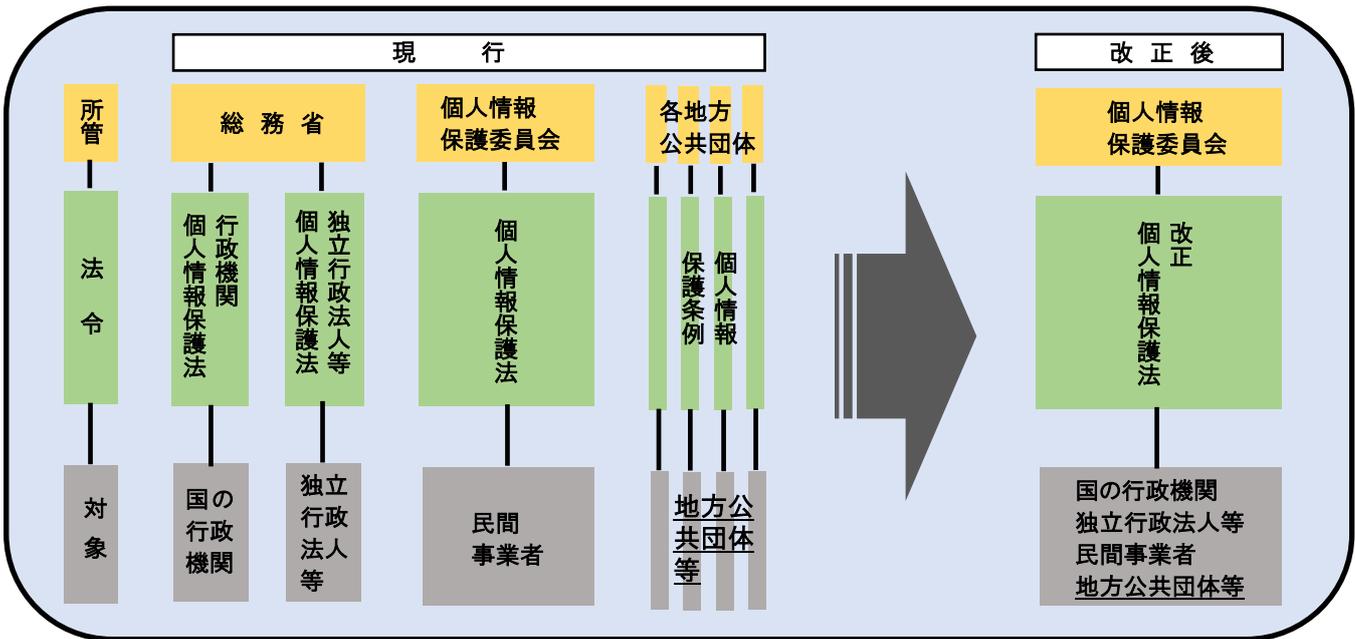


北本市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子案【概要】

令和3年5月に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律（以下「改正法」といいます。）において全国共通なルールが定められることとなり、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

改正法が北本市に直接適用されるため、本市の個人情報保護制度を規定している北本市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止し、改正法から委任された事項等を規定する「北本市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」の制定作業を進めております。この度、施行条例の骨子（案）を作成しましたので、これに関連する資料を公表し、市民の皆さまの御意見を募るため、パブリック・コメントを実施します。



開示決定等の期限

現行条例から変更ありません。

条例に規定せず、法に合わせた運用とすると、開示決定等の期限が伸びることとなるため、現行条例と変わらない期限で開示決定を行います。

現行条例： 請求のあった日から起算して**8日**以内
改正法： 開示請求があった日から**30日**以内

➡ 現行条例と**同じ期限**で開示決定を行います

手数料

市民の費用負担に変更ありません。

開示請求手数料及び開示決定手数料は、従前のとおり**無料**とします。

写しの交付に係る手数料は、従前のとおり徴収（白黒片面10円（A3まで）等）とします。

条例要配慮個人情報

市が実施するパートナーシップの宣言制度に関する記述等を条例要配慮個人情報とします。

改正法等で定められている要配慮個人情報（人種・信条・病歴・犯罪の経歴等の特に配慮を要する個人情報）は、現行条例に定めている項目と同等の定義となっています。しかし、市が独自で実施するパートナーシップの宣言制度に関する記述等については、要配慮個人情報に含まれないため、条例要配慮個人情報（改正法が許容する地域の特性等の事情に応じて条例で項目を定めるもの）とします。

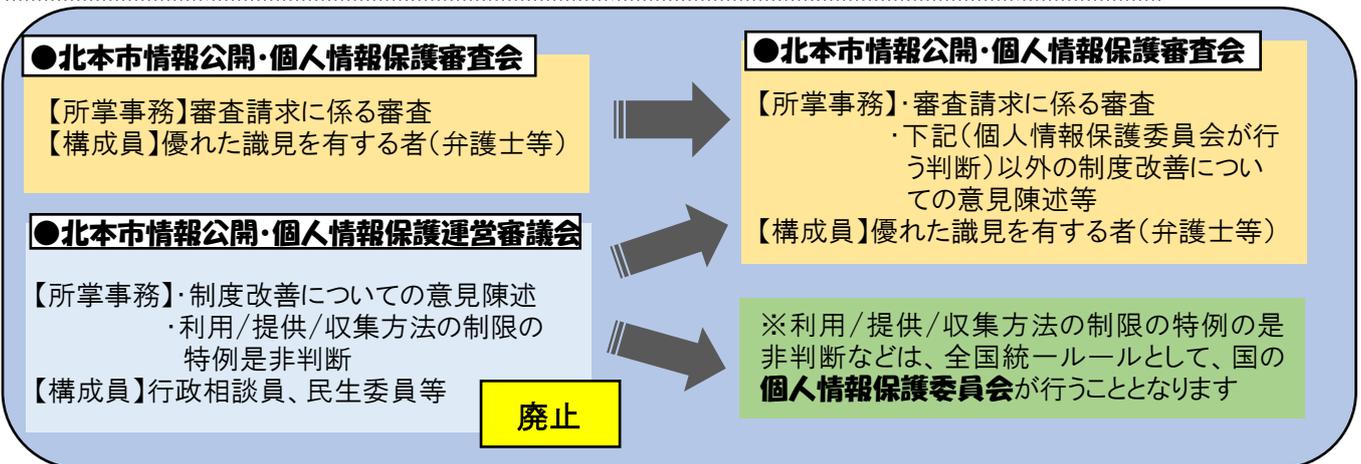
個人情報ファイル簿の作成・公表

新たに作成・公表します。

市の機関は、対象者が1,000人以上の個人情報を取り扱う際に、利用目的、記録項目、収集方法等を記載した個人情報ファイル簿を作成・公表することになりました。個人情報ファイル簿を作成することに伴い、現在同様の役割を担う「個人情報登録簿」は廃止することとしますが、現行の制度から後退しないよう1,000人未満であって、条例要配慮個人情報その他特に必要であると認めるものについても、作成・公表をします。

附属機関の見直し

審議会は廃止しますが、その所掌事務を、今後は審査会と個人情報保護委員会が行います。



行政機関匿名加工情報

規定しないこととします。

行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別することができないようにした個人の情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないよう加工した情報）は、都道府県及び指定都市で外部提供制度が開始されますが、その他の市町村については制度導入の義務が課されておられません。北本市は、制度の導入を見送りますが、県内近隣市町村の動向を注視し、必要に応じ検討して参ります。

意見の提出方法・提出先

郵便又は直接持参する場合	「北本市パブリック・コメント手続意見提出書」を下記に郵送又は直接持参してください。 〒364-8633 北本市本町1-111 北本市役所総務部総務課法規担当 宛
FAXによる場合	「北本市パブリック・コメント手続意見提出書」を 048-592-5997 に提出してください。
専用フォームによる場合	右下2次元コードにより送信してください。

今後のスケジュールについて

意見募集期間	令和5年1月13日から同年2月3日まで（必着）
結果の公表	令和5年2月上旬
条例案の上程時期	令和5年第1回北本市議会定例会
施行日	令和5年4月1日

▼専用フォーム▼

